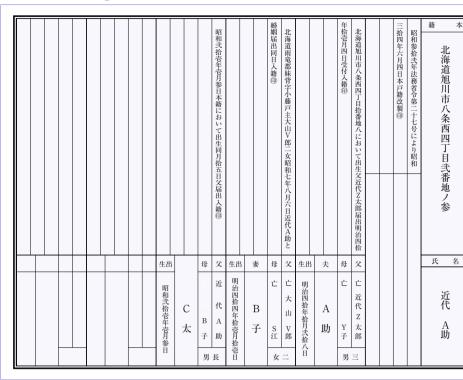
●サンプル2ー①



●サンプル2-②

	00 公印	0000	平成弐拾六年拾月拾日 ○○県○○市 ○○□・○□・○□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□・□	ی
	昭和弐拾壱年壱月参日	生品		
/		В		
1	<i>t</i>	/	につき除籍印	二十一番に新戸籍編製につき除籍印
男士	В.	母:	昭和四拾九年拾弐月弐拾日未来D子と婚姻届出東京都練馬区富士見台三丁目日末記書を召り、「「「」」」	昭和四拾九年拾弐月
Æ	近代A助	父	昭和弐拾壱年壱月参日本籍において出生同月拾五日父届出入籍印	昭和弐拾壱年壱月参
它日	明治四拾四年拾壱月拾壱日	生出		
	B 子	妻		
女	亡 S 江	母		婚姻届出同日入籍印
=	亡大山以郎	父	北海道雨竜郡妹背字小藤戸主大山V郎二女昭和七年八月六日近代A助と	北海道雨竜郡妹背字
H	明治四拾年拾月弐拾八	生出		
	A 助	夫		
男	亡 Y 子	母		年拾壱月四日受付入籍印
	亡 近代 Z 太郎	父	北海道旭川市八条西四丁目拾番地八において出生父近代2太郎届出明治四拾	北海道旭川市八条西
			籍改製印	三拾四年六月四日本戸籍改製印
			昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和	昭和参拾弐年法務省
	j 1	氏		籍
	近代 A助	名	化毎道也川市八条西四丁目弐番地ノ参	本 北毎道也
ı]		

れ、そうでなければ戸主から見た助が戸主であれば戸主欄に記載さ 関係の順で、 主の後方に名を連

ねる形態です。

新戸籍が作られることも 戸籍法の改正により

②昭和23年の法改正で改製

て民法や戸籍法も改正され、現在 る戸籍に改製されました。この結 まで続く「夫婦」を基本単位とす 第二次大戦後の憲法改正に併

ととなり、 その子供までしか記載されないこ 一の戸 さらには叔父・叔母や 兄弟・ 籍には1 姉妹や祖父・ 組の夫婦と

人の一生に沿って 戸籍が作られる流れを見よう

ここでは出生から死亡までの間に、どの ように戸籍が作られるのかを解説します。

佐々木城夛(信金中央金庫 信用金庫部) 上席審議役

籍により移記されなかったりする

ここでは、

昭 和 21

載内容が移記されたり、 籍はどのように作られ、

除記

生を見ながら、

戸籍謄本が作られ

る流れを見ていきます。

夫婦A助・

B子の間

年生まれの「近代C太さん」の

●サンプル 1

れない)。

その左側には戸主欄が

上部には「死亡」

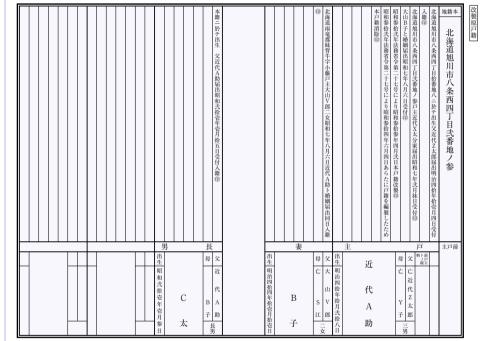
つながる前戸主の氏名が記載され

右下欄には、この戸籍の編製に

ています(分家等の場合は記載さ

編製に至る経緯が記載されていま

「隠居」「分家」など、



※C太が生まれた直後は、近代A助の欄には「昭和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月弐日本戸籍改製」および「昭 和参拾弐年法務省令第二十七号により昭和参拾四年……」の記載はない。その後の昭和23年の法改正により記載されたが、ここで は一緒に掲載している。

伴う様式が適用されていました。

この様式では、現在の戸籍とは異

頭に戸主の親族が多数記載される

しています。このため、

戸主を筆 を単位と

「家」や

「家督」

ことも珍しくありませんでした。

戸籍) に子C太が生まれる(大正4年式

ります(サンプル1)。 ずれかになります。 録される契機は、 対象としていますので、 生まれたことにより、 の帰化(=日本国籍の取得) らの出生(=誕生)、①外国から C太が出生した昭和21年当時の 籍にC太が記載されることにな 戸籍は、日本国籍を持つ国民を ⑦日本人の親か よってC太が 近代A助の 氏名が登

戸籍は、大正4年の戸籍法改正に

バンクビジネス 2016年6月1日号